

岩手大学における授業科目の履修登録単位数の上限に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和5年2月9日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第41条第3項の規定に基づき、岩手大学（以下「本学」という。）において、1学期に履修科目として登録することができる単位数（以下「履修登録単位数」という。）の上限に関し必要な事項を定める。

(対象授業科目)

第2条 学生が履修科目として登録することができる単位数の対象となる授業科目は、本学で開講する授業科目のうち、卒業要件として履修する授業科目（以下「卒業要件科目」という。）、並びに卒業要件科目以外の科目のうち、教育学部以外の学生を対象とした教育職員免許状の取得に必要な授業科目（以下、本規則において「教職科目」という。）とする。

2 前項の学生が履修科目として登録することができる単位数の対象となる授業科目のうち、集中講義の授業科目、教育実習及び卒業・特別研究は、履修登録単位数の対象としないものとする。

(履修登録単位数の上限)

第3条 本学の履修登録単位数は、24単位を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育学部の学生及び教育学部以外の教育職員免許状を取得する学生の履修登録単位数は、28単位を上限とする。ただし、当該28単位のうち、次の各号に該当する科目については、24単位を上限とする。

- 一 教育学部の学生が所属するコース又はサブコースにより取得を義務づけられた一つの教育職員免許状の取得にかかる授業科目
- 二 教育学部以外の学生が履修する科目のうち卒業要件科目

3 前2項の規定にかかわらず、成績優秀者及び編入学生の履修登録単位数は、28単位を上限とする。

(成績優秀者)

第4条 前条第3項に規定する成績優秀者とは、前学期において卒業要件科目を18単位以上修得し、かつ、卒業要件科目の総修得単位のうち、「秀」及び「優」の評語を10分の9以上得た者とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成19年4月1日以降の入学者から適用し、平成19年3月31日

以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成21年4月1日以降の入学者から適用し、平成21年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和5年4月1日以降の入学者から適用し、令和5年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。